

八戸市生活支援体制整備推進協議会について

1. 八戸市生活支援体制整備推進協議会の概要

(1) 設置年月日

平成 29 年 4 月 1 日

(2) 協議会の職務

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に規定する生活支援体制整備事業の推進に関し必要な事項について協議し、市長に対して意見を述べることを職務とする。

(3) 協議会の組織

委員 8 人で組織しており、規則第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうちから任命する。

(4) 委員の任期

令和 6 年 2 月 14 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 開催回数

年間 2 回程度

(6) 報酬

1 回の出席につき 8,800 円 (税込み)

2. 生活支援体制整備事業とは

(1) 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO 法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

(2) 実施内容

① 生活支援コーディネーターの配置

資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組(生活支援サービス)のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置することとされていることから、本市では、市の区域(第 1 層)を担当する人員を 3 人、市内 12 の日常生活圏域(第 2 層)を担当する人員を日常生活圏域ごとに 2 人配置している。

② 協議体の設置

生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進するための協議の場を設けることとされていることから、本市では、八戸市生活支援体制整備推進協議会を第 1 層の協議体として位置付けている。

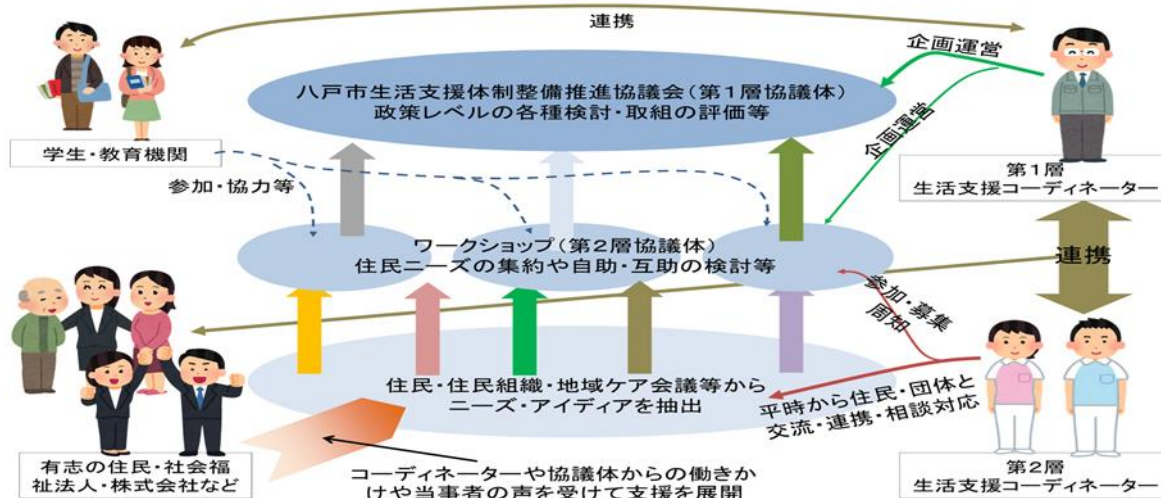
また、平成 29 年度から令和元年度まで、住民ニーズの把握と自助や互助の取組を促進することを目的に、地域住民や八戸学院大学の学生、地域の福祉施設等の職員が参加する「住み慣れた地域での生活を考えるワークショップ」を第 2 層の協議体として位置付け開催している。

【ワークショップの開催状況】

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開催回数	5 回	3 回	新型コロナ 感染拡大防止 のため中止	3 回
参加者数	160 人	99 人		53 人

【イメージ図】

八戸市の生活支援体制整備事業の全体像



3. 年間活動計画

- 八戸市生活支援体制整備推進協議会の開催(第1層協議体:年2回程度)
- 住み慣れた地域での生活を考えるワークショップの開催(第2層協議体:年3回程度)
- 八戸市地域包括ケアシステム推進学生サポーター養成研修の開催(年1回)
八戸学院大学学生を対象 → ワークショップでの協力
- 社会福祉法人等の施設によるごみ出し困難高齢者に対するごみ出しを普及させる取組
- 「通いの場マップ」の作成(年1回更新)
 - ・市内25地区ごとの情報収集や周知
→ 介護予防教室、高齢者ほっとサロン、老人クラブ、老人いこいの家、公民館自主クラブなど介護予防に関連する活動内容、場所、頻度を情報収集し、「見える化」する。
- 配食サービスなど民間による生活支援サービスの情報収集と相談者への情報提供